

中古商品自動車に係る自動車税種別割の軽減のお知らせ

高知県

本県におきましては、中古自動車販売業者の方が商品として所有し、かつ、展示している自動車（中古商品自動車）について、次のとおり自動車税種別割の一部を軽減します。

軽減の申請に当たっては、以下の軽減の要件等をよくご確認ください、手続きしていただきますようお願いいたします。

1 軽減の要件

区分	内容
軽減対象となる自動車	<p>軽減対象となる中古商品自動車は、次に掲げる要件の全てに該当するものです。</p> <ol style="list-style-type: none">4月1日午前0時現在において中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示しているものであること。4月1日午前0時現在において運輸支局での登録を受けている自動車（使用者又は所有者を変更したことにより、変更登録又は移転登録を受けた自動車に限る。）で、登録上の所有者及び使用者の氏名又は名称が、ともに軽減の申請をする中古自動車販売業者の氏名又は名称と同一であるもの。一般財団法人日本自動車査定協会により中古商品自動車であることが証明されているものであること。 <p>注意：新規登録（新車・中古車とも）により取得した自動車は対象外となります。</p>
軽減対象となる中古自動車販売業者	<p>軽減の対象となる中古自動車販売業者は、次に掲げる要件の全てに該当する方です。</p> <ol style="list-style-type: none">古物営業法に規定する古物営業の許可を受けている自動車販売業者で、古物営業法施行規則に規定する自動車を取り扱うものであること。申請者が納税義務者となっているすべての自動車税種別割について、滞納がないこと。軽減を受けようとする年度に係るすべての自動車の自動車税種別割について、軽減相当額を含め納期限内に納付していること。地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法第22条の28第1項の規定による通告処分を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。地方税に係る滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から2年を経過していること。

2 軽減額

軽減額	自動車税種別割の年額の12分の3に相当する額（軽減額は7月末の還付を予定しています。） 4月に抹消登録した場合…年額の12分の1に相当する額 5月に抹消登録した場合…年額の12分の2に相当する額
-----	---

3 軽減の申請手続等

区分	内容
提出書類	1 中古商品自動車自動車税種別割軽減申請書 2 一般財団法人日本自動車査定協会が発行する商品中古自動車証明書 3 軽減を受けようとする自動車に係る4月1日における登録事項等証明書 4 古物営業法第5条第2項の古物商許可証の写し 5 4月1日から申請をする日までの間に対象自動車を売却した場合等は、当該事実を証する書類（写しでも可） 6 その他 県が必要と認める書類
申請書の提出期限	当該年度の自動車税種別割の納期限（通常5月31日）前7日（通常5月24日）まで ※必着 ただし、納期限が土日に該当する場合は、次の月曜日が納期限となります。 （例）令和7年度の納期限…令和7年6月2日（月）
申請書の提出先	管轄の県税事務所